

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04635

研究課題名(和文) 初等教育段階における入学期および就学期間の多様性に関する実証的研究

研究課題名(英文) An empirical study on diversity of period to elementary school and school years of elementary education in Japan.

研究代表者

柏木 敦 (Kashiwagi, Atsushi)

大阪市立大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：00297756

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、戦前期文部行政担当者関係文書の調査・関係史料、対象時期に刊行された教育関係雑誌、新聞記事を検索・収集した。

3年間の調査の結果、明治期に定められた日本の学齢および就学の始期・終期が、戦前期には頻繁に見直しが試みられつつあったこと、就学の始期・終期、義務教育開始年齢については複数の提案や試みがあったこと、それらは日本で形づくられた義務教育概念や入学期のイメージによって、現在の形にまとまったことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果により、一方で、学齢や就学の始期が、特に科学的根拠に基づくものではないため、変更、再検討が可能であることが明らかになった。満六歳、四月一回のみの就学開始が必ずしも合理的ではないという指摘も繰り返されていたことが明らかになった。他方、四月就学始期については、会計年度の一致の便から始まりつつ、慣行として定着したこと、また四月始期が学業の開始時期として、結果的に国民の季節感覚や心情に合致したことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The research for this study is search and collect Historical materials, articles of the educational journals and newspaper.

As a result of investigation which continued for three years, the idea Japanese School age that prescribed in Meiji era was reexamined frequently, there were multiple ideas and attempt about the beginning and ending of school attendance period, the age of beginning compulsory education. And these ideas and attempt connected with the concept about compulsory education and image about time of enrollment in a school took shape Japanese characteristic style of compulsory education and school enrollment.

研究分野：教育学

キーワード：就学期 学年制 学齢 二重学年制

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」が、平成27年6月24日に公布された(平成28年4月1日から施行)。この法律の趣旨については、「学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するもの」と説明されている(「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について(通知)」(27文科初第595号平成27年7月30日))

これまで学習者の多様性に応じた学校教育のあり方が求められてきたが、義務教育学校の設置により、さらに踏み込んだ義務教育保障の形が求められているといえる。これまでに検討されてきた「多様性」、「多様化」を踏まえつつ、学習者の状況をよりきめ細かく把握し、学習保障を実現する必要がある。

他方、教育現場においては慶應義塾幼稚舎、早稲田実業学校初等部、筑波大学付属小、学習院初等科、南山大学附属小学校、名進研小学校など月齢別の試験が実施されている(『週刊東洋経済臨時増刊』動き出す名古屋2015、91頁)。これは子どもの生まれ月によって生じる能力差に配慮した対応であるが、このような取り組みを承けて、「早生まれは損」「早生まれは人生設計上不利である」といった言説も生まれつつあった。

以上が研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究は、初等教育段階における子どもの入学および就学期間のあり方の多様性に関する日本の歴史的経験を明らかにしようとするものである。子どもの就学にあたって、「小1プロブレム」や子どもの生まれ月による学力差・体力差などが注目されているが、留意すべきは子どもの多様性への注目により、上述のような様々な政策的対応や現場における取り組みがなされているということである。本研究はこうした現状に対して、戦前期に実施された二重学年制や生まれ月と学力・体力との関係調査等の取り組みやそれらに関する議論の経過を明らかにすることによって、実践および政策の両面に関わる歴史的な比較サンプルを提供しようとするものである。

3. 研究の方法

本研究は3年計画で行う。1年目および2年目は文献収集および史料調査、ならびに史料読解を行い、3年目は成果のまとめ、報告(学会発表など)、研究成果の還元開始に充てる。文献は主にアジア・太平洋戦前期に刊行された教育関係雑誌『児童研究』『教育学術界』『東京府教育会雑誌』『小学校』に掲載された児童調査のサーベイである。史料は、富山市立公文書館、市政専門図書館、東京工業大学博物館の各史料保存機関所蔵史料、大阪府立中央図書館所蔵の『都市教育』『帝都教育』である。

4. 研究成果

国立国会図書館憲政資料室蔵水野直関係文書は、以下の文書類を検討した。

- ・教育調査会関係文書
- ・学習院評議会関係文書

教育調査会関係文書中に含まれている「教育調査会事項」は、水野直による議論のメモである。従来の研究では、教育調査会は議事録等が残されておらず、雑誌記事などの記述から推測するはなかったが、この資料の複写・解読により、議論の経過にあった具体的な発言、発言者名が明らかになった。

学習院評議会関係資料では、女子学習院における秋季学年制導入に関わる史料「㊦女子学習院学制中改正案」、またそれに関連する、秋季学年実施準備のためと判断される資料を発見した。女子学習院に秋季学年制が導入されたことは『学習院百年史』などでも触れている周知のことだが、導入に至るまでの具体的な過程は管見の限り明らかになっていない。水野によるメモを解読し、周辺資料と関連付けることが今後の課題となる。

東京工業大学博物館資料館蔵手島精一文書の調査では、教育調査会(1913~1917年)で検討された、「小学校令中改正二開スル件」に関わる史料と、これまで十分に検討されてこなかった、「小学校令中改正二開スル件」に関わる議論の経過が明らかになることができた。特に同文書中に含まれていた教育調査会速記録は、戦前期日本において、初等教育が複線化あるいは分岐化しなかった背景に迫ることができる史料であった。

また、教育調査会関係資料については、手島精一文書と、先の水野直関係文書に残された教育調査会関係資料とは、相互補完的な関係にあるといえる。両者の調査によって、教育調査会における学齢見直しの議論の関連資料は、ほぼ網羅的に収集できたといえる。

教育関係雑誌『児童研究』『教育学術界』『東京府教育会雑誌』『小学校』の記事調査は、まず

就学期および学齢のあり方に関する議論を検索した。

結果として、『児童研究』『教育学术界』には、学齢および就学期の問題を取り上げた記事は発見できなかった。『小学校』については、二重学年制の導入といくつかの事例を報じた記事が散見されるだけであり、正面から学齢・就学期の問題を取り上げた記事は見いだせない。

『東京府教育会雑誌』第13号(1890年4月)に、男女別の学齢(男子は満7歳から、女子は満6歳から)の提案があったことを発見できた。

調査対象を広げてみたところ、『教育界』(明治教育社)では1914年7月号・8月号の二号にわたって「就学始期変更問題」「就学開始問題」の特集を組み、論考を多数掲載した。その他『日本学校衛生』(大日本学校衛生協会)にも学齢の問題に関わる特集を見いだすことができた。

日本の就学期間のあり方、就学年齢のあり方については、アジア・太平洋戦前期、特に大正期に至るまでは、しばしば見直しの議論があった。水野直関係文書、手島精一文書、両文書中の史料調査により、そうした見直しの議論に一定の区切りと方向性をつけたのが、高等教育会議に替わる文部大臣の諮問機関、教育調査会(1913年~1917年)での議論であった。文部省が同調査会に諮問した「小学校令中改正二関スル件」は、「小学校令中二改正ヲ加ヘ学年ノ始ヨリ三ヶ月以内ニ満六歳ニ達スヘキ者ニシテ就学上心身ノ發育二十分ナルトキハ特ニ当該学年ノ始ヨリ就学ヲ許可スルコトヲ得シムルノ途ヲ開カントス」るものであった。現状では「心身ノ發育十分ナルモノト雖就学スルヲ得サルノ不便」があるため、体力・智力充分の者に限って、当該年6月30日生まれまでの者を、当年の学年に入学することを可能にするものである。本来であれば翌年4月1日に始まる学年に入学すべき者のうち、当年4月2日から6月30日まで生まれた子どもは、翌年4月1日を待つことなく、当年4月から始まる学年に入学することを可能とするもので、最大5歳9ヶ月から小学校に入学する余地を認めることになる。

児童個々の「心身ノ發育」を理由として挙げつつ、就学時期のあり方を見直したことは、画一的な就学のあり方を改めようとする試みとして注目してよい。

このような意味を持つ「小学校令中改正二関スル件」に関する教育調査会の議論を、収集した諸資料から検討した結果、以下のようなことが明らかになった。

(1)「小学校令中改正二関スル件」は、文部省の長年の課題を背景としたものであった。特に義務教育年限延長後、尋常小学校の卒業率が低下し、他方で中学校志願者が増加していたという文部行政上の課題状況が反映していたといえる。また「小学校令中改正二関スル件」は、新聞、教育関係雑誌の報道を見ると、教育調査会においても、一般においても「学齢繰上案」と受け止められていたこと、すなわち「学齢」規定の変更という点に注目が集まっていたことが浮き彫りになる。

(2)教育調査会における諮問案をめぐる議論の経過を検討した結果、教育調査会特別委員会は、当初小学校令中改正を「妥当」と認めていたこと(これは文部省が小学校令中改正を強く進める姿勢で臨んでいたことが大きいと思われる)、しかし江木千之による「中等教育制度改正二関スル意見」が教育調査会に示されるに及んで、諮問案が教育調査会の議論から排除されたことなどが明らかになった。

(3)「中等教育制度改正二関スル意見」は、初等教育の複線化・分岐化を提案するもので、小学校令中改正案=学齢繰上案を中等教育制度改革の内に引き受ける意見となっていた。初等教育の複線化・分岐化については、議論の過程で教育効果は認められるだろうが、「社会政策」の観点から見ると、「就学ノ始メカラ中流以上ノ者ト、下流ノ者ト別ノ学校ヘ入レルト云フコトハ、社会ノ上ニ於テ大ナル関係ノアルコトデアル」(菊池大麓)という意見もあり、また同案の説明を受けた中学校長会からは「義務教育の趣旨悖反し統一せる国民教育を害す懼あり」と反対を受けた。結果として、教育調査会の議論は、学齢規定の弾力化、弾力的運用、そして初等教育段階の複線化を消滅させたのであった。

「小学校令中改正二関スル件」は、従来、教育調査会に諮問、検討された事実は明らかにされてきたものの、どのような文脈によって諮問されることとなったのか、また文部省においては、その実現に積極的かつ具体的展望が持たれていたにもかかわらず、何故「消滅」するに至ったのかという検証は行われていないままであった。

本研究は、初等教育政策史研究では殆ど目が向けられることがなかった水野直関係文書、手島精一文書から、初等教育制度改革と中等教育制度改革とを結びつけながら、「小学校令中改正二関スル件」を捉え直し、1909年に制度化した二重学年制が不評であったにもかかわらず、1914年に学齢繰上が提案された背景とそれが終息する経緯を明らかにした。

なお、当初の研究計画には含めていなかった、戦後教育改革期における学齢および就学時期の再検討に関する資料を収集・確認した。具体的には『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』および『教育刷新委員会総会配布資料集』、『教育刷新審議会配布資料集』の内容を確認し、戦前期に実施した二重学年制に言及しながら入学期のあり方を再検討していたことを確認した。

研究期間全体を通じて、アジア・太平洋戦前期、学齢や就学の始期および終期のあり方は、し

ばしば再検討の対象となっていたこと、そして戦後教育改革期にも同様の検討が行われていたことが判明した。また4月に始まる就学の始期に関しても、児童の成長・発達等に関わる科学的根拠に基づいて策定されたのではなく、アジア・太平洋戦前は行政上の便宜、戦後教育改革期も特に合理的な説明がなされたわけではなく、すでに国民の間で慣行となった4月入学を変更することの難しさ、また9月入学に変更する場合の費用、進行中の学年との接続といった課題解決が困難であることから、変更が見送られた経緯も明らかになった。本研究を通して、就学の始期のあり方を起点として、就学期間のあり方、上級学校との接続のあり方に、検討の余地が残されていたことが明らかになった。この点は今後、視野を臨時教育審議会（1984-1987）における秋季学年導入の議論と結びつけながら、発展させることを展望している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 柏木 敦	4. 巻 63
2. 論文標題 教育調査会の学齢再検討をめぐる議論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本の教育史学	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柏木 敦	4. 巻 7
2. 論文標題 府県学務官招集に関する研究（1）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教育学論集	6. 最初と最後の頁 11-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柏木 敦	4. 巻 38
2. 論文標題 書評 川村肇・荒井明夫編『就学告諭と近代教育の形成 勸奨の論理と学校創設』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 全国地方教育史学会紀要	6. 最初と最後の頁 145-149
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柏木 敦	4. 巻 12
2. 論文標題 「戦前期小学校教科書における字体および活字の変遷：活字と手書きとの統一をめぐる」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 教育史フォーラム	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 柏木 敦
2. 発表標題 教育調査会の学齢再検討をめぐる議論
3. 学会等名 教育史学会第62回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 柏木 敦
2. 発表標題 「近代学問における歴史研究の意義 - 政治史、経済史、科学史、そして教育史 -」（指定討論）
3. 学会等名 教育史学会第61回大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 下司晶・丸山英樹・青木栄一・濱中淳子・仁平典宏・石井英真・岩下誠（編）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 世織書房	5. 総ページ数 468
3. 書名 教育研究の新章(ニュー・チャプター)	

1. 著者名 平田諭治	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 212
3. 書名 日本教育史	

1. 著者名 教育史学会	4. 発行年 2018年
2. 出版社 六花出版	5. 総ページ数 307
3. 書名 教育史研究の最前線 創立60周年記念	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----